

「区立幼稚園のあり方に関する基本方針」(要旨)

1. この間の経緯

- (1) これまでの取り組み
- (2) 社会状況の変化等
- (3) 「今後の区立幼稚園のあり方について」の策定
- (4) 国の動向について
- (5) 保育サービス待機児の状況

2. あり方に係る基本的考え方

(1) 幼保一体化等への取り組みの推進

幼保一体化など幼児教育の充実を進める。また、「子ども・子育て関連3法」では、幼児期の学校教育、保育の総合的な推進のため、「新たな認定こども園」(幼保連携型認定こども園)について、二重行政の解消(窓口の一本化)などの改善を図るとしており、その具体的な制度内容を確認し取り組みを進めていく必要がある。

(2) 保育環境の整備

地域の資源も限られる中で、保育サービス待機児の状況等を踏まえながら、区立幼稚園施設の有効活用と保育環境の整備との整合を図り、国の具体的な制度内容を確認し取り組みを進めていく必要がある。

(3) 幼稚園・保育園等と小学校との連携の推進

幼小、保小連絡会や小・中学校教員の幼稚園、保育園での研修の実施など区立小学校と公私立幼稚園、保育園などとの連携を推進し、就学前の保育園・幼稚園などと小学校との円滑な接続を推進することとしている。

(4) 幼児教育の研究の推進

「教職員の研修・研究体制におけるセンター的機能を十分に発揮する新たな場の設置の検討」において検討を進める。

(5) 配慮を必要とする子どもへの支援

今後は、子ども・子育て支援新制度の制度内容を踏まえ、配慮を必要とする子どもの教育・保育を拡げていくために、就学前教育を行う認定こども園、幼稚園、保育園等での受け入れ態勢の拡充に向けて検討していく必要がある。

(6) 公私の役割分担

用途転換にあたっては、公私の役割分担の中で、連携とバランスを図りながら取り組みを進める必要がある。

3. 用途転換に向けての基本方針

(1) 用途転換施設等について

幼保一体化の推進を基本に、保育サービス待機児の解消にも寄与するため、私立幼稚園、認可保育園の設置状況、待機児童数の状況等を総合的に勘案し、新たな認定こども園、認可保育園、教育関連施設等への用途転換及び運営のあり方を含め、今後9園の用途について明らかにする。

① 認定こども園

「認定こども園法」の改正により、改善を目指している、幼保連携型認定こども園や隣接した認可保育園と認可幼稚園を一体として認定する手法等の調査・検討を進める。

② 認可保育園

特に、重点的に保育サービスの提供を必要とする地域で、私立幼稚園が充足している地域については、私立認可保育園への移行を検討する。

③ 教育関連施設

新BOPの施設や第3のほっとスクールなど教育関連施設への転用等を検討する。

(2) 用途転換施設等の運営形態について

区立幼稚園の用途転換については、これまでの取り組みを含め、総体として民営化を基本とするが、区の幼児教育の役割として、幼保一体化の推進をはじめ、幼保小の連携の推進、配慮を必要とする子どもへの対応などから、公私の役割分担に留意しつつ、地域特性に配慮しながら、今後、9園の運営形態について、さらに検討し明らかにする。

(3) 整備手法について

施設整備を行うにあたっては、施設の耐用年数などを勘案して、改築・複合化や増築、改修、また、保育園との一体整備等、コスト面も考慮して、適切な整備手法を取り入れる。なお、建築法令や補助制度の導入の可否などについて十分留意する。

(4) 用途転換年次計画

用途転換を実施する区立幼稚園については、現行の区立幼稚園の在籍幼児の卒園後に用途転換を進めることを基本とする。このため、整備手法、整備費用等を勘案の上、平成26年度より順次段階的に募集停止の告知を行い、平成28年度より順次、段階的に用途転換を進めることとする。